

平成27年10月14日

於・1002会議室（10階）

第1023回

電 波 監 理 審 議 会

電波監理審議会

目 次

1. 開 会	1
2. 諮問事項（総合通信基盤局関係）	
(1) 電波法施行規則等の一部を改正する省令案について (諮問第25号)	1
(2) 無線設備規則の一部を改正する省令案について (諮問第26号)	9
3. 報告事項（総合通信基盤局関係）	
「周波数再編アクションプラン（平成27年10月改定版）」の公表につ いて.....	16
4. 諮問事項（情報流通行政局関係）	
(1) 電波法施行規則等の一部を改正する省令案について (諮問第27号)	20
(2) 99MHzを超え108MHz以下の周波数を使用する移動受信 用地上基幹放送局の予備免許について (諮問第28号)	27
(3) 99MHzを超え108MHz以下の周波数を使用する移動受信 用地上基幹放送の業務の認定について (諮問第29号)	27
5. 付議されている異議申立てに関する審議	38
6. 閉 会	44

開 会

○前田会長 それでは、ただいまから審議会を開催いたします。

総合通信基盤局の職員に入室するように連絡をお願いします。

(総合通信基盤局職員入室)

諮問事項 (総合通信基盤局関係)

(1) 電波法施行規則等の一部を改正する省令案について (諮問第25号)

○前田会長 それでは、審議会を開始いたします。

最初に、諮問第25号、電波法施行規則等の一部を改正する省令案について、寺沢基幹通信課長から説明をお願いいたします。

○寺沢基幹通信課長 基幹通信課長をしております寺沢です。よろしくお願いいたします。

まず、今回ご説明させていただきますのは、先般の電波法の改正によりまして、海外からのWi-FiやBluetoothの端末についての持込みに関しまして規定を整備したところでございますが、今回、それに関する省令をご審議いただくものでございます。なお、いわゆる携帯電話に関しましては省令事項ではございませんので、今日ご説明する内容には含まれてございません。

では、1枚目に沿って説明させていただきます。

諮問の概要と書いてございますが、電波法の制度から説明して申しわけないのでございますけれども、電波法におきましては、原則として、無線局を設置する場合には、総務大臣の免許を受ける必要があつてございます。ただし、3行目でございますけれども、小電力の特定の用途に使用する無線局であつて、W

i - F i 等がこれでございますけれども、適合表示無線設備、これは前回もご説明したところで、技適と称しておりますけれども、工場の出荷段階で、メーカー側が、国が定める技術に適合しているという認証を受けた説明でございます。そういったものを使用する場合には、免許不要局となっております。

ところで、第2パラグラフの5行目あたりですけれども、昨今、訪日外国人が増えておりまして、そういった方々につきましては、W i - F i 端末等を持ち込むという機会が多くなってございます。その中には、今申し上げました、いわゆる適合表示無線設備、日本の基準に必ずしも合致していないものも含まれている可能性もございます。したがって、今回、法定措置いたしますのは、そういったもののうち、一定の技術的基準に合致するものについては適合としようという改正でございます。

2の改正の概要で書いてございますが、まず、対象となる無線局、これは省令で定めるところでございますけれども、特定の小電力の用途に用いる無線局のうち、2.4GHz帯、5.2GHz帯、5.3GHz帯及び5.6GHz帯のW i - F i 端末及びB l u e t o o t h 端末でございます。

あと、利用可能な期間を規定と書いてございますけれども、海外から持ち込まれるということですから、これは短期のビザの関係で、最大滞在できるのが90日ということでございますので、90日を限度とするというものでございます。技術的な一定の基準に合致すると申し上げましたが、それについては告示で定めるところでございます。

次のページ、参考資料、右上に2と書いてある資料を見ていただければと思うのですが、諮問の概要につきましては、今、ご説明したとおりでございます。

その下のところに、W i - F i 端末、B l u e t o o t h 端末と書いてございますけれども、左側が現行の日本国内における制度でございますので、先ほど

の説明と若干重複いたしますけれども、免許不要局として利用可能であるもの、現行制度でございますけれども、ここは適合表示無線設備と書いてございます。

下のところに、電波法の技術基準への適合性云々と書いてございます。これは今申し上げましたとおり、日本の基準にあらかじめ合致、例えば、その下の技術基準適合証明と書いてございますけれども、日本の基準にあらかじめ合致しているということを証明されたようなものでございます。

今回、措置しようとしている内容が右側に書いてございますけれども、新たに免許不要局として利用可能なもの。まず、その下2つのポツのところに、2.4GHz帯、5.2GHz帯、5.3GHz帯、5.6GHz帯の周波数の電波を使用するもの、これが諮問事項と書いてございますけれども、これは今申し上げたところです。

その下の90日というのも、今、申し上げたとおりです。

その上のところで、我が国の技術基準に相当する技術基準に適合する無線設備と書いてございますけれども、これが日本の基準に必ずしも合致しないけれども一定の基準に合致するものと今ご説明しましたけれども、それがここにITU-R勧告M.1450-5等と書いてございますけれども、これがWi-FiでありますとかBluetoothに関します国際的な基準でございます。日本の基準とほぼ同じでございますけれども、必ずしも一致しないところもございますので、そういう意味で、90日と一定の期間なら日本に影響はそれほど生じないだろうということで、今回、認めるという内容でございます。

簡単でございますが、以上が今回の措置しようとする内容でございます。

以上に関しまして、既にパブリックコメントを8月20日から9月18日までかけてございまして、それがお手元に4枚紙でお配りしている紙でございますけれども、幾つかいただいております。時間の関係もございまして、主な意見だけご説明させていただきますと、No.1のアマチュア無線連盟のうちの下の

のほう、ご意見は下から3行目でございますけれども、アマチュア無線機器についても、海外への持込みですけれども、対象としてくださいというご指摘でございます。今回、対象とするものではございませんけれども、これは今後の参考にさせていただきたいと考えてございます。

次のページをめくっていただきまして、No.2でございますけれども、一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会からは、第2パラグラフの3行目で、今回、対象とするのは、外国から日本に訪れる方となってございますけれども、ビジネスで日本に来られる、かつ、展示会などに持ち込まれる方も対象になるのではないかと。そういった場合には、国内メーカーとの不整合が生じるのではないかと。つまり、日本のメーカーの方が日本の展示会で一時的に使う場合には、今回の措置の対象とならないのではないかとというご指摘でございます。そもそも、今回、対象といたしますのは、日本に訪れる方となってございますけれども、それがビジネスか観光かというのは区別ができませんので、そもそもビジネス目的の方を排除するというのは、法律上、もともと難しいところでございます。他方、日本国内の方にとっては不整合が生じるのではないかとという後段のご指摘に関しましては、今回の法律の改正、省令の内容とはまた別次元の話でございますので、それはそれで、また改めて検討させていただければと考えてございます。

以上がパブリックコメントの結果でございます。

本日ご説明させていただきました省令に関しまして、本日、答申をいただきましたならば、速やかに制定手続を行った後公布し、来年の5月ごろになるかと思っておりますけれども、法令の施行を予定しております。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○前田会長 ありがとうございます。

それでは、本件につきまして、ご質問、ご意見等ありますでしょうか。

どうぞ、お願いします。

○吉田代理 基本的に、大変結構な改正ではないかと思えます。ただ、参考までに2点ほど教えていただきたいのですけれども、1点目は、対象となるWi-Fiの周波数が2.4GHz帯、5.2GHz帯、5.3GHz帯、5.6GHz帯とおっしゃったのですけれども、9月の審議会の折でしたでしょうか、トライバンドのWi-Fiのチップがこれから使えるように省令が改正されて、東京オリンピックのころには、出荷されるチップの3分の1ぐらいが60GHz帯も含むようになるというご説明だったのですけれども、今回、その60GHz帯が含まれていないのは、いずれ近いうちに、そのチップがある程度出てきた段階で、それを含めようということでしょうか。いずれ60GHz帯も対応されると思うのですけれども、どのあたりで、いつごろ対応されるのか、それを確認したかったのと、2点目は、先ほど参考資料の1枚目の左側、改正前の箇所の2つ目の四角のところに、説明はされなかったのですけれど、外国との相互承認協定(MRA)に基づき云々という項目がございました。これ、よく理解はできていないのですけれども、ざっと見たところ、例えばWi-Fiアライアンスなどが相互接続の認証を行い、お墨付きを与えた端末であれば、海外へ持っていっても使えることを保証しているのと、ここに書かれているMRAに基づく適応性の確認云々というのとは何か、考え方が非常に似ているなど思ったのですけれど、今後、例えば、Wi-Fiアライアンスなんかの認証のプロセスをここに書かれているような形にもっていくような考え方は、世界的にはないのでしょうか。やっぱり、あくまで別なののでしょうか。ちょっと素人的な質問なのですけれども。

○寺沢基幹通信課長 先生ご指摘の1点目の60GHz帯のWiGigの話、先月、こちらでご審議いただいたかと思うのですけれども、ちょうど制度整備ができた段階でございますので、いずれ、先生おっしゃるとおり、物も普及し

ていくかと思しますので、早晩、我々でも、また同じように改正させていただいて、追加をすることになるかとは考えてございます。いつかというのは直ちに申し上げられませんが、ただ、技術の普及は早いので、そんなに遅くない段階で追加することになるかとは思っています。

2点目のMRAの話でございますけれども、例えば、先ほど技適と申し上げました、要は日本の認証で、普通は日本の認証機関で取るものですが、ただ、例えばアップルなんかはアメリカで、実際は中国でつくっていますけれども、アメリカの会社が日本に来て、その証明を取るというのはなかなか難しゅうございますので、技術基準の中身については、各国間で相互に連絡し合っ、例えば、アメリカの中で日本の技適みたいなものを取れるようにする制度でございまして、左側に書いてございますのは、結局は、アメリカ国内において日本の技適が取れるということと、ほぼ同じことを言っておるわけでございます。そういう意味で、ほぼ同様のことなので説明を省略したところでございます。

あと、先生がおっしゃったのは、むしろITU-R勧告とか、要はWi-Fiアライアンスとか、右のほうの話かと思っておりますけれども、それは民間の団体等で一応定めているものでございまして、各国とも、やはり、国内基準とは若干相違はあるのかなと考えておるところでございます。全くそれを一緒にするというのは、それぞれの国はそれぞれのルールがありますので、それと国際的なWi-Fiアライアンスというのは、全く整合を取るようにできれば、それはいいかと思うのですが、なかなか難しいのではないかと考えております。

○吉田代理 ということは、Wi-Fiアライアンスなんかは、一般的に民間の企業が集まって、民間ベースで進められるので、国がちゃんと責任を持って管理しているものとは線が引かれているという、そういうことでしょうか。

○寺沢基幹通信課長 もちろん、それを見ながら作りはしますけれども、全く同じというわけにはいかないもので、ほぼ同じではございますが、一部、若干違うところはあるということでございます。

○吉田代理 分かりました。どうもありがとうございました。

○前田会長 ほかにはいかがでしょうか。

では、私から簡単な質問を2つ。

1つは、先ほど、携帯については、この範囲に含めていないというお話がありましたね。LTE等について、いずれ、これとは別に似たようなことをやるのが現在計画されているということですか。

○寺沢基幹通信課長 携帯につきましては、今回、法改正も、Wi-Fiと、これと同じように、つまり、先の通常国会で、携帯電話と言えいいのでしょうか、についても、既に法改正はしてございます。ただ、省令事項がないので、この場で説明はしていないということではございますけれども。

○前田会長 省令事項がないということですか。

○寺沢基幹通信課長 はい。

○前田会長 では、もう既に可能になっているということですね。

○寺沢基幹通信課長 中身は若干違いますけれども、それはそれで措置をしているという、携帯電話のほうですね。

○前田会長 分かりました。

それから、2つ目ですけれども、ちょうど逆のケースで、日本の技適は取っているけれども、それを我々が例えばアメリカやその他の国に持って行ったときに、似たような制度というのはどこかの国でもあるのですか。

○寺沢基幹通信課長 それに関しましては、ただ、日本で売っている、これは個人的意見ではございますけれども、日本で持っているスマホなんかを見ますと、大体、アメリカの認証とか、ヨーロッパの認証とか。

○前田会長 主な国の基準を同時に。

○寺沢基幹通信課長 いろいろな認証を取っていますので。

○前田会長 持っているということですか。

○寺沢基幹通信課長 はい。

○前田会長 ですから、実質的にはあるのと同じ、あるのと同じというのは違うかな。制度的にはないけれども、実質的に可能だと。

○寺沢基幹通信課長 我々が行くような国なら、ほぼ利用可能ではないかとは思いますが。

○田原電波政策課長 基本的には、逆のケースは、ほぼないと思います。

○前田会長 ないですか。

○田原電波政策課長 通常のケースは、大体、日本で技適を取るようなもので海外でも売っているものは、両方取っているので問題はないケースが多いですが、日本の技適しか取っていないものを例えばアメリカに行って使えるかというと、それはNG、海外の場合は流通規制もかかっていたりしますので、売るところからNGというケースになろうかと思っています。

○前田会長 なるほど、そうですね。そういう意味では、今回の日本のこういう措置を例に、他の国もやっていただけるようにできれば望ましいということですかね。

ありがとうございました。

ほかにはどうでしょうか。ありませんか。

それでは、特にご異論もないようですので、諮問第25号につきましては、諮問のとおり改正することが適当である旨の答申を行うこととしてはいかがかと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○前田会長 よろしければ、そのように決することといたします。答申書につ

きましては、所定の手続により、事務局から総務大臣宛て提出してください。

(2) 無線設備規則の一部を改正する省令案について (諮問第26号)

○前田会長 それでは、次に進みます。

諮問第26号、無線設備規則の一部を改正する省令案についてにつきまして、杉野電波環境課長から説明をお願いいたします。

○杉野電波環境課長 電波環境課長の杉野でございます。よろしくをお願いいたします。

諮問第26号でございますが、無線設備規則の14条の2につきまして、改正をお願いする案件でございます。中身につきましては、少し分かりにくい言葉でございますが、人体側頭部に近接して使用する無線機器、言ってみれば携帯電話ですね、携帯電話を使う場合の電波の安全性に関しての基準値の扱いについて制度を整備するというものでございます。

携帯電話等の端末につきましては、頭の近くで使うということで、その際に、安全性確保ということで、電波防護指針というものを基にしまして、比吸収率、すなわち、電波のエネルギーがどれだけ頭部に吸収されるかということについての許容値を規制しております。

それから、許容値と合わせて測定方法についても規定をしております。測定方法につきましては、これまで3GHzの周波数帯まで、すなわち携帯電話で使用している周波数に合わせて、測定方法を規定してきたということでございますが、近い将来、3GHzより上の周波数を携帯電話のような端末で使うということで、具体的にはLTE-Advancedでございますが、その場合には3GHzを超える周波数を使うということで、それにあわせて手当てをしようということで、IECにおきましても、6GHzまで測定方法を拡張して

という議論が標準化の中で進んでおります。これを受けまして、情報通信審議会が本年7月に一部答申をいただきましたので、それにあわせて、今回、無線設備規則の改正を行うというものでございます。

中身につきましては、参考資料で説明をさせていただきたいと思っております。

背景は、今申し上げましたとおりでございますが、比吸収率、「SAR」と書いて「サー」と読んでおりますが、比吸収率につきましては、許容値と測定法がセットになっております。許容値につきましては、実は既に6GHzまでの許容値が制定されております。

一方、測定方法につきましては、これまでは頭の近くで使うものについては3GHzまで、頭以外の体の部分については6GHzまでということで決まっておりました。先ほど申し上げましたように、来年3月にはLTE-Advanced、3.5GHz帯を使用するというので、これの実用化が見込まれており、IECでも標準化の議論が進んでおりまして、測定方法につきましては、6GHzまで拡張した形にしましょうという話が出ておりました。これを受けて、今回、改正をお願いするというものでございます。

次のページでございますが、測定方法を比較したものを表にしております。答申とございますのは情報通信審議会の答申でございます。現行と書いてありますのは現状の規定で、その隣に改定と書いてありますが、今回改正をお願いする内容でございます。

側頭部のSARにつきましては、3GHzまでだったものを6GHzまでということで、上限を上げます。

それから、複数の周波数帯を同時に発射する、例えばテザリングにつきましては、Wi-Fiの電波と携帯の電波を両方一遍に出すということですが、これまで、同時発射、複数の電波を出すものについての測定法の規定がございませんでした。頭部以外のBody-SARと書いてあるものについては規定が

ございましたけれども、頭のほうにつけて使うものについても、同じように、複数発射の場合の規定を追加しようというものでございます。

それから、高速SARと書いておりますが、周波数帯が広がりますと、測定するポイントが多くなるということで、測定に時間がかかるということがございますので、省略可能な部分については省略をした形で測定しようということが標準化された測定方法の中に入っております、これについても採用しようというものでございます。

下に図を書いておまして、写真が出ておりますけれども、人間の頭の形をしたおけのようなものの中に電解溶液を入れまして、ちょうど人間の体の中と同じ状況をつくって、その中にプローブの針を入れて、実際に体の中にどれぐらいのエネルギーが入っていくかというのを測定するというところでございます。

次のページでございますが、7月17日に情報通信審議会の一部答申をいただきまして改正を予定している内容についてのご紹介でございます。

審議をお願いしております無線設備規則の第14条の2の関係でございますが、複数帯域同時送信時のSARの測定法というものが第14条の2の第2項でございますが、この部分について、今までなかった複数帯域同時送信時の測定法を新たに規定する、追加するというところでございます。

あわせて、省令に基づきまして、告示等で規定をする部分といたしましては、先ほどご紹介した3GHzから6GHzまでの周波数帯拡張の部分でございます。

それから、高速SARと言っておりますが、測定法について、測定条件から測定するポイントを選別して測定してもいいですよという手法についての規定、測定数の削減についての規定、それから、実は今まで、測定の不確かさ、誤差を補正する方法の規定がございませんでしたが、今回、それについても手当てをしたいということでございます。

それから、パブリックコメントについてでございますが、この省令案につきましては、8月26日から9月30日まで意見募集を行いました。ご意見いただいたものについて、別の資料をご用意していますので、ご紹介させていただきたいと思っております。

幾つか意見をいただいておりますが、最初の意見で、大変お恥ずかしいお話ですが、省令案をお示ししたときに、3カ所ほど、誤記がございました。そこにつきましては、ご指摘のとおりということで確認ができておりますので、そのまま直したいと思っております。

それから、あわせて、今回は6GHzまでということでございましたが、それより上の周波数についても、評価法については検討していただきたいというご意見をいただきましたので、こちらについては、是非、そういう形でということで、今後の参考にさせていただきたいと思っております。

それから、2番目でございますが、省令の書きぶりが変わったことによって、基準が緩んでいるのではないかとのご指摘でございます。この部分の書きぶりの変更につきましては、今までは1つの周波数を出すという前提で、その周波数で出ている出力について、20ミリワット以下であれば対象から外していいですよと言っていたものを、今度は、複数の周波数合わせて、合計が20ミリワット以下の場合には外していいですよ、除外していいですよということですので、決して基準が緩んでいるわけではないということで、その旨のご説明をさせていただきます。

それから、あわせて、パルスが出る信号について言及していただいておりますが、こちらにつきましては、確かに、十分に、全て解明できているわけではございません。ただ、現状の電波防護指針の中で、平均時間をとって、エネルギーの量を算出していく形としました。通常を考えれば、熱作用、熱を感じるという形で影響が出る周波数帯でございますので、恐らく、現状の形で何かし

ら問題が出るということはないのではないかというのが今までの議論でございました。これにつきましては、もう少しきちんと、改めて検討していきたいということで、今後の参考ということにさせていただければと思っております。

それから、その次、こちらにつきましては、ちょっと分かりづらくて申しわけありませんが、設備規則の第49条の20の第7号、60GHzのWiGigでございますが、これについて言及いただいているものでございます。6GHzを超える周波数帯についての局所吸収指針の適用がされていないということで、60GHzを使ったWiGigについても、今回の人体側頭部のSARの許容値の適用の対象外にしてほしいというご意見でございます。60GHzのWiGigにつきましては、9月の電監審でご答申をいただいたかと思いますが、その際にも、人体に近接して使用するという形態は今のところ想定されていないということでしたが、それを条件として、人体の安全性を確保するという手当てをしておりますので、同じ条件のもとで適用除外ということにしたいと考えております。

それ以外に、あと2点、ご意見をいただいておりますが、これはいずれも今回の省令案の改正については賛成ということでございます。

本日ご審議いただきまして、ご答申いただけた場合には、施行の期日につきましては平成27年12月1日からということで、公布の日から施行という予定にしたいと思っております。

以上でございます。

○前田会長 ありがとうございます。それでは、本件につきまして、ご質問あるいはご意見ありますでしょうか。

ありますか、よろしく申し上げます。

○吉田代理 基本的に、何も異論はございません。ただ、一般の市民の方にとっては、非常に関心が高い案件でもあると思っておりますので、私自身の勉強までに

2、3お伺いさせていただきたいのですけれども、まず、参考資料の1枚目のところで、I E Cにおきましても、この「規格改定の議論が進展してきている」と書かれているのですけれども、具体的には、もう改定がなされるめどがほとんどついていてという状況なのでしょうか。この「議論が進展してきている」という記述の具体的な状況をお伺いしたいのが1点目です。

それから2点目は、今度、側頭部S A Rについて、周波数を6 G H zまで広げて測定方法を決められるということで、その議論とは直接関係ないかもしれませんが、この測定法というのは、普通は成人を想定していると思うのですけれども、幼児とか子供についてもそのまま適用できるのでしょうか。多分、これまでの研究で変わらないということが分かっているので、ここでは何もそういうことを書かずに、一律に書かれているのだと思うのですけれども、念のため確認させていただきたいのが2点目です。それから3点目は、3枚目のその他のところで、今回、測定の不確かさの補正などを新たに規定されたということをおっしゃったのですけれども、参考までに、この不確かさの補正について、具体的にどういう点を規定されたのか、もう少し詳しくお伺いできればと思います。

以上です。

○杉野電波環境課長 まず1点目、I E Cの議論の状況でございますが、現状で、規格の内容については、最終的に草案がまとまっている状態になっています。最後のエディトリアルな修正をやっている状況で、最終的な草案が固まって、投票にかかる直前の状態までいっています。I E Cのルールでいきますと、技術的な中身については、もうこれ以上はいじらないという段階になっておりますので、そのレベルの草案に合わせた形で、情報通信審議会でも答申をいただいたという状態になっております。ですので、これと同じ内容がI E Cの規格にもなるということかと思えます。

それから、2点目の幼児とかお子さんの場合ということで、2枚目のところに出ていますが、ファントムは、言ってみればシミュレーションをするモデルを作っているわけですが、これを作るという標準化の議論の際、成人の男性あるいは女性、それからお子様とか、あるいは胎児がおなかにいるお母さんのような場合も含めて、どれぐらい影響が出るかという研究結果を反映させた形で、実際の基準値は決めていると聞いておりますので、その上で決められた数字であると伺っております。

それから、3点目の不確かさの補正についてでございますが、省略してしまつて申し訳ありませんでした。実は、これは測定法の高速SARとの関係があるのですが、周波数の上限が上がったということと、測定するポイントが非常に細くなるものですから、それによって測定時間がかかるようになってしまいます。そうすると、測定している最中に、例えば電解溶液をこのシェルの中に入れるのですが、その温度が変わってしまうと、それによって電気定数が変わってしまうということがあつたりしますので、その場合の補正の仕方が、実は今まできちんと決まっていなかった。それについて、不確かさということで補正をできるようにということで、そういった規定が入っております。それ以外にも、例えば、関連した形で言うと、どれぐらいの時間続けて電解溶液を使つてもよいか、例えば2日間使つたら、日数は確かではないのですが、何日間にわたつて使つたら、その段階で、あるインターバルを使つたら取り替えましようとか、そういった規定とあわせてセットで不確かさの規定がされているということでございます。

○吉田代理 どうもありがとうございました。

○前田会長 ほかにはいかがでしょうか。

ありませんか。

特にないようですので、諮問第26号につきましても、諮問のとおり改正す

ることが適当である旨の答申を行うこととしてはいかがかなと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○前田会長 ご異議がないようですので、そのように決することといたします。答申書につきましては、所定の手続により事務局から総務大臣宛て提出してください。

報告事項（総合通信基盤局関係）

「周波数再編アクションプラン（平成27年10月改定版）」の公表について

○前田会長 それでは、次に報告事項に移ります。

「周波数再編アクションプラン（平成27年10月改定版）」の公表についてにつきまして、田原電波政策課長から説明をお願いいたします。

○田原電波政策課長 周波数再編アクションプランでございますけれども、7月の本審議会でも、ご報告させていただきました。パワーポイントの資料がございますが、改訂版についてというものでございます。こちらの1ページ目にもございますとおり、毎年、電波法に基づき、周波数の利用状況調査というものを行っております。こちらについては、当審議会へ、その評価について諮問事項となっておりますけれども、その評価結果等を踏まえて、毎年、見直しているものでございます。

こちらの周波数再編アクションプランにつきまして、通常、10月に改定、公表しておりますけれども、昨年、ご報告させていただきました際にいただきましたご意見等も踏まえまして、今年は、パブリックコメントの前に一度、ご報告させていただいたものでございます。

7月の審議会にご報告させていただきまして、いろいろご意見も頂戴いたしたところでございますけれども、その後、8月から9月にかけて、意見募集の手続を行いました。その結果でございますけれども、延べ33者ということで、個人の方9者、法人、主に放送会社、移動通信事業者、衛星通信事業者あるいは通信機器メーカーですとかケーブルテレビ事業者あるいは関連団体の皆様から、いろいろご意見を頂戴したところでございます。

そのご意見をいただいたものが、本日お配りさせていただいている一番最後の横の資料で、少々厚いものがございますけれども、こちらになります。意見全体としましては、それぞれのアクションプランの事項について、おおむね、方向性としては賛成、あるいは更にこういった検討をというようなご意見が多かったと認識しております。

例えば、携帯電話事業者の方ですと、より移動通信用の周波数の拡張を望むといったことですとか、周波数共用を進めていくということで、例えば、新たな放送サービス等を行うときに、干渉の問題等を懸念するというようなことがあるので、その辺、しっかりと取り組んでいただきたいというようなご意見などがあつたところがございます。

また、意見の中には、さらに国際協調をとって、移動通信用の周波数、要は、ほかの用途に使っているものも、もっと移動通信用に使ってほしいという意見ですとか、地域BWAについては、状況を見て全国BWAの割合等も検討していくという形になっておるわけでございますけれども、いろいろ自治体との調整に時間がかかるので2年程度の時間をとってほしいとか、そういうようなご意見が、いろいろ出てきているところがございます。

基本、いただいたご意見につきましては、反映できるものはこちらに反映する一方、少し時間をかけて検討させていただきたい、あるいは今後の参考とさせていただきますものについては、ご意見に対する考え方としては、今後の参

考とさせていただきますという形で整理させていただいております。何点かについて、今回のアクションプランの改定案に反映しております。

それが1枚目の資料の修正点ということで、4点ほど書かせていただいているところがございます。①のところ、「端末同士が直接通信を行う端末間通信(D2D)の実現に向けた研究開発を推進する」というような記載が、もともとのアクションプラン案の本編の13ページにあったわけで、ここは2.7GHzから4.4GHz帯というところの取組として記載しておりましたけれども、メーカーから、この周波数に限った話ではない、いろいろ周波数に使えるというようなご意見がありましたので、「他の周波数帯においても活用することが想定」という一文を追記しております。

②でございますが、第5世代移動通信システムの研究開発で、こちらも同じように2.7GHzから4.4GHzの部分について、この取組を記載しておりましたけれども、通信メーカー及び通信事業者から、こちら、より高い周波数、4.4GHzから5.8GHzあるいは5.8GHz超でも同様の取組は、こちらは既に行っているものがあると具体的な意見がございましたので、同様の記載をこちらの周波数帯にも追加するというような修正をしております。

一方、放送関係、③でございますけれども、12GHz帯の超高精細度テレビジョン放送、衛星放送の関係ですけれども、この実用化で、これを導入するに当たって、既存の高精細のテレビジョン放送との干渉、混信防止というように書き方になっておりましたが、携帯電話事業者から、こういった放送のシステムを入れた際に、従来も携帯電話と干渉が発生したこともあるということで、既存のほかのシステムとの混信についても十分配慮してほしいというようにご指摘がありましたので、そこは放送に限らず、既存システムとの間、既存無線システムとの周波数共用に関する技術的検討を進めると広く読めるような形に記載を修正させていただきました。

④でございますけれども、こちらは意見そのものというよりも、パブコメを行う準備段階で、読んでいて分かりにくいという部分がありました。ミリ波等の研究開発を最後整理しているパートが本文の17ページ、5.8GHz帯超という部分にあったのですけれども、取組が様々ございまして、相互に分かりにくいというような意見が総務省内であったものですから、そちらについて、少し記載を整理して、分かりやすく修正をさせていただいたというものでございます。こちらの修正を加えて、本日の報告後、この改定版を公表させていただきたいと考えているところでございます。

以上、ご報告でございます。

○前田会長 ありがとうございます。ただいまの報告について、何かご質問ありますでしょうか。

アクションプランの中身としては、案として出したものと基本的に同じであるということですね。

○田原電波政策課長 はい。先ほどの記載を一部、細かい点を変えた以外、大枠としては変わっておりません。

○前田会長 はい。

いかがでしょう。

はい、お願いします。

○吉田代理 今拝見したばかりなので、十分に目を通していませんけれども、パブリックコメントには、非常に貴重な意見がたくさん寄せられているように拝見しました。

また、既に主要な意見については反映して、修正いただいているということで、ありがとうございます。ほかにも、ちらちらと拝見していると、貴重な意見も見受けられますので、参考にして頂いて、一番望ましい周波数再編のアクションプランにつながるようお願いできればと思います。

よろしく願いいたします。

○前田会長 ほかにはいかがでしょうか。

特にはありませんか。

ほかにご質問もないようですので、それでは、本報告事項については、これで終了したいと思います。どうもありがとうございました。

以上で、総合通信基盤局関係の審議を終了いたします。どうもありがとうございました。

(総合通信基盤局職員退室)

○前田会長 では、審議を再開いたします。情報流通行政局職員の方に入室するようにお伝えください。

(情報流通行政局職員入室)

諮問事項（情報流通行政局関係）

(1) 電波法施行規則等の一部を改正する省令案について（諮問第27号）

○前田会長 それでは、審議会を再開いたします。

諮問第27号、電波法施行規則等の一部を改正する省令案についてにつきまして、久恒放送技術課長から説明をお願いいたします。

○久恒放送技術課長 では、諮問第27号の説明資料に基づきまして、ご説明申し上げます。放送技術課長、久恒でございます。よろしく申し上げます。

まず、1ページ目、1、諮問の概要でございます。放送ネットワークの強靱化に関する検討会では、平成25年7月17日に中間取りまとめをしていただいておりますが、その中で、ラジオのネットワークの強靱化を図る観点から、2つのご提言がございました。

1つ目がVHF帯のSTL/TTL回線と呼ばれている60MHz帯を使った、あるいは160MHz帯を使った番組中継用の無線ですけれども、これをコミュニティ放送でステレオ放送の番組中継回線として何とか利用できないかというご提言と、もう一つが、FMラジオの放送区域に発生します、ごく小規模の難聴地域、これを解消するために、ラジオのギャップフィルターというのを導入することが適当ではないかというご提言をいただいたところでございました。

これを受けまして、情報通信審議会におきまして、ラジオネットワークの強化に関する技術的条件についてご検討いただきまして、今年7月17日に一部答申をいただいたという背景がございます。今回、電監審に諮問する理由は、この技術基準を制度化するというものでございます。

2つ目、改正省令の概要でございますけれども、(1)がコミュニティ放送の番組中継回線のための技術基準をまずは整備します。

それから2つ目として、ラジオのギャップフィルターのための技術基準の策定でございました。

さらに、(3)、(4)でございますけれども、ただいま申し上げましたラジオのギャップフィルターについて定期検査を要しないことの規定、それから、技術基準適合確認の証明の対象とするというような規定の整備ということでございます。

施行につきましては、答申を受けた後、直ちにということを用意しています。

では、2ページ目をお開きください。左の図がSTL/TTL回線の高度化についての説明でございます。STL回線は、演奏所、スタジオと親局等の間を結ぶ番組中継回線のものでございます。一方、TTL回線というのは、親局と中継局または中継局と中継局との間を結ぶ番組中継回線でございます。これまで、60MHz帯、160MHz帯の音声用のSTL/TTL回線というの

は、AM放送のモノラル放送を中心としたものでございましたが、これをデジタル化しまして、FM放送の番組中継をステレオ放送でできるように規定を整備しようというものでございます。VHF帯のデジタルSTL、TTLを小規模な送信所向けの番組中継回線として導入することによりまして、より容易に無線設備を設置することが可能になると考えてございます。絵には八木アンテナのようなものがございますけれども、マイクロ波帯と言われるものは、しっかりした鉄塔におわんがついて、指向性の高いものでございますけれども、そこまでしっかりした設備じゃなくて、八木アンテナで中継ができるといったところが特徴でございます。

一方、右側がラジオのギャップフィラーについての整備でございます。やっぱり、ラジオの放送において、難聴地域が一定程度存在するというところで、AMラジオ放送のFM補完局という制度整備が今どんどん進んでいるところでございますけれども、FMラジオにつきましても、この絵にございますように、都市部や郊外、それから、山間部もごく小さな難聴地域が存在するということですので、新たにラジオのギャップフィラーを地デジのギャップフィラーと同様の形で整備をするものでございます。

では、3ページをご覧ください。改正の概要でございます。

1点目は、VHF帯のSTL/TTL回線の関係の技術基準の規定のものとございまして、無線設備規則、省令でございますけれども、この所要の規定を改正するものでございます。

それから2点目は、ラジオのギャップフィラーの技術基準の関係でございますけれども、これについても無線設備規則の改正でございます。

それから3番目として、ギャップフィラーの関係ですけれども、定期点検を要しないことを規定するための、電波法施行規則の省令の改正でございます。

それから、技術基準適合証明の対象にするということで、特定無線設備の技

術基準適合証明等に関する規則という省令がございますけれども、その所要の改正を行うものでございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。それぞれの技術基準のポイントをここに示してございます。

周波数帯、上から2つ目の項目がございますけれども、VHF帯のSTL／TTLでも使用されている60MHz帯、160MHz帯でございます。

周波数の許容偏差、それから、占有周波数帯幅の許容値につきましては、デジタル化に伴いまして、若干ですけれども、アナログよりも厳しい値とはなっていますが、大体、アナログと同等の値を定めることとしています。

続きまして、5ページ目、ラジオのギャップフィルターの技術基準でございます。

6ページ目に、地上デジタル放送のギャップフィルターの技術基準も掲載させていただいております。大体同じ内容になってございますが、大きく違うところは、項目でいきまして、上から4行目、空中線電力のところでございます。ラジオのギャップフィルターにつきましては250ミリワット以下、一方で、地上デジタル放送につきましては50ミリワット以下ということで、ここに大きな特色がございます。地上デジタル放送のギャップフィルターについては、受信アンテナ高、地上デジタル放送の標準な電界強度を定める場合に、2階の屋根の上にアンテナを設置していただきますと、大体高さ10メートルになるということ想定してこの基準を作っておりますけれども、今回はラジオの聴取形態に見合うということで、農作業をされている方とかが、腰にラジオをぶら下げて、それでもラジオが聞けるような環境にしようということになりますと、標準高で1メートルを前提にして回線設計を行った関係で、空中線電力については250ミリワット以下ということになってございます。

それぞれですけれども、放送区域、では、一体どれぐらいの大きさになるか

ということで、地デジのギャップファイラーの場合で、大体、半径が500メートルから1,000メートル、1キロぐらいを想定してございましたけれども、今回のラジオのギャップファイラーについても、やはり難聴というのは大体同じような地区に発生すると想定しておりまして、しかも出力は変わりますが、受信アンテナ高が違う関係で、結果的には、大体同じような放送のエリアがカバーできるのではないかと見積もってございます。

そのほか、特色というのは、空中線電力の許容値につきましては、複数の放送波を一括して再放送にするという方式であるために、放送事業者が設置する無線設備に比べまして、若干、緩和しているということでございます。具体的には、上限が10%、下限が20%という規定を、上限50%、下限50%という形で、若干緩めたということでございます。

それから、5ページの右下に書いてございます電波の発射の数でございますけれども、東京都の地下街などで利用できる場合をイメージしておりまして、FM放送、それからAM放送を行っているFM補完放送、さらにコミュニティ放送を考慮しまして、最大9波ぐらい取れるようなものを想定してございます。

この諮問に先立ちまして、パブリックコメントを実施しましたが、概要をご説明いたします。賛成の意見が4、それから参考意見が1件、それから、関係のない意見がございましたけれども、特にこれといった反対の意見はなかったと認識してございます。本省令の施行時期につきましては、早期に市場展開できるようにということで、公布、即施行ということを希望いたしております。

以上、27号の説明とさせていただきます。

○前田会長 ありがとうございます。それでは、本件につきまして、何かご質問、ご意見等ありますでしょうか。

はい、お願いします。

○松崎委員 素人考えですけど、改正の概要の3番目の定期検査関係という

ところですが、技術基準を合わせる、作りやすいようにするというのは分かるのですけれども、定期検査も要しないというところまで広げても支障はないのですか。定期的な検査を要しないというと、不具合、あるいは老朽化、事故をどこでチェックするのか不安ではないかと思ったのですが。

○久恒放送技術課長 長くずっと使い続けると、確かに先生のご指摘のようなことはございますが、そうなると、まずは受信者に、やっぱり、よく聞こえないという状況も発生しますでしょうし、それから、不要の輻射が出たということになりますと、そのほかの関係の方で、これ、どうでしょうかとご相談がかかってきますので、それをトリガーにした形で、我々からの指導という形になっていくというのは。

○松崎委員 不都合なクレームがあって対応する。

○久恒放送技術課長 それまでは、やっていただいでいく。

○松崎委員 経費もかからず、作りやすいモチベーションになるということは分かるのですけれども、少々心配な気がしました。どういう仕組みになっているか分かりました。ありがとうございます。

○前田会長 影響があまり大きくないと言っでは言い過ぎかもしれませんが、ブレイクダウンのメンテナンスというのは、そういう考え方で十分であるということですかね。

○久恒放送技術課長 はい、そうですね。

○前田会長 お願いします。

○吉田代理 ギャップフィルターの件でお尋ねしたいのですけれども、このギャップフィルターの対象となる難聴地域の定義ですが、家での固定受信を想定されていて、集落地にもかかわらず難聴となっているエリアを考えておられるのか、あるいは、もっと広く、先ほど農作業という話がございましたが、家がなくても、畑があったり、農地があったり、あるいは道路があって、いろんな人が移

動したり活動したりする可能性のあるあらゆる空間の中での難聴地域まで含めておられるのでしょうか。すなわち、ここの難聴地域とおっしゃっているのが、住居や建物はほとんどないけれども、例えば、人がたまたま出かけていく可能性のあるようなところまで全て対象とされているのかどうか、その定義を確認させていただきたいのですが。

○久恒放送技術課長 冒頭申し上げました平成25年7月に開催しましたラジオの強靱化に関する検討会でのご意見は、実は東日本大震災の際ですけれども、海辺で漁業の関係のお仕事をされている方が、大変不幸な亡くなり方をされていた。ラジオでの防災情報を耳にすることができたらよかったのにということを発端にいたしましたので、実は、集落ではないところで電波を届けたい。そういう場合に、近くまでCATVの回線等も張ってあるので、そういうところのダークファイバーを利用した形で、そこから新たに小さな港でラジオを自分たちの自営で設置したいという要望があったところが発端でございました。

ただし、実際に、制度をどうしていきましようかとご議論を申し上げたところ、都内でも局所的に難聴があるので、そういうところでも汎用性のある形ということで、想定していなかった現象としましては、先ほど、最大9波でございすけれども、東京都内の地下街でも、しっかりラジオが、地下街でも何かの問題が起きたときにもちゃんと届けることができる大変強靱な放送として、通信とは違うメリットが生かせるので、そういうところにも適用できるような制度整備が必要だという声になりまして、両方の地域が目標でございます。

○吉田代理 では、人が行く可能性のあるところは基本的にカバーしてしまおうという考え方と理解してよろしいわけですね。

○久恒放送技術課長 はい。

○吉田代理 どうもありがとうございました。

○松崎委員 よろしいですか。

○前田会長 どうぞ、お願いします。

○松崎委員 そうすると、鉄道でトンネルの中に入ったようなときはどうなるのですか。

○久恒放送技術課長 正にそういうところに、今、漏えい同軸ケーブルもので、AM放送だけが入っているようなところもありますが、こういうものが導入されていくことを期待いたします。

○松崎委員 もし、事故で止まって、トンネルの中で遮断されてしまったら本当にパニックになりそうですから、そこで電波がちゃんと届くと、とても安心です。

○久恒放送技術課長 はい。

○前田会長 ほかにはいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、特に反対のご意見もないようですので、諮問第27号につきまして、諮問のとおり改正することが適当である旨の答申を行うこととしてはいかがかと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○前田会長 ご異議がないようでございますので、そのように決することといたします。答申書につきましては、所定の手続により、事務局から総務大臣宛て提出してください。

(2) 99MHzを超え108MHz以下の周波数を使用する移動受信用地上
基幹放送局の予備免許について(諮問第28号)

(3) 99MHzを超え108MHz以下の周波数を使用する移動受信用地上
基幹放送の業務の認定について(諮問第29号)

○前田会長 それでは、次に進みます。

諮問第28号、99MHzを超え108MHz以下の周波数を使用する移動受信用地上基幹放送局の予備免許及び諮問第29号、99MHzを超え108MHz以下の周波数を使用する移動受信用地上基幹放送の業務の認定につきまして、藤野地上放送課長から説明をお願いいたします。

○藤野地上放送課長 地上放送課の藤野でございます。

諮問させていただいている件は2件ございますが、どちらも、いわゆるV-Lowマルチメディア放送、99MHzを超え108MHz以下の周波数を使用する移動受信用地上基幹放送局の関係でございます。

28号が、いわゆるハード事業者とっておりますけれども、インフラ、放送局設備を供給する役務の提供事業者に関する予備免許でございます。

29号が、いわゆるソフト事業者、放送事業者の業者認定についてでございます。

28号から、ご説明させていただきたいと思います。説明資料とございますけれども、表紙をめくっていただきますと、まず、諮問の概要とございます。今回のこの諮問につきましては、近畿広域圏の親局の予備免許でございます。これまで、今年の6月に九州・沖縄広域圏について予備免許の諮問をさせていただきました。それから、7月には関東・甲信越広域圏について、同様に予備免許について諮問させていただきました。今回は、これに続く3つ目のブロックについてのものでございます。

申請している事業者は、前の2つの諮問と同じでございます。2ページをご覧いただきますと、申請者である株式会社VIP、この事業者についての概要を記載させていただいております。

使用可能な周波数というのが、右下に日本地図がございますけれども、先に諮問させていただきました九州・沖縄広域圏、それから関東・甲信越広域圏と

同じように緑色になってございます。同じ周波数帯を使うという意味で、103.5MHzから108MHzを使うものでございます。したがって、審査させていただいておりますけれども、その内容も、これまでの2件とかなり同じようなものになってございます。

3ページをご覧いただきたいと思いますが、技術基準等への適合性、それから、特定基地局の開設指針への適合性、いずれにつきましても、先の2件と同様、適合していると認められるものではないかと思っております。

それから、4ページ目でございます。業務を維持するに足る経理的基礎等についての審査結果でございます。こちらは基本的に同じようなものになるはずでございますけれども、若干時間がたっている関係上、変わっている部分がございます。そこを青字で表記させていただいております。

まず、事業収支の見積もりで、売上高等の関係でございますが、青字で書いているところをご覧いただきたいと思いますが、設備投資資金の調達計画が若干変わってございます。これはどういうことかと申しますと、持株会社のB I Cにおいて、増資を行って、そして、その資金を借り入れるという仕組みになっているわけでございますけれども、このB I Cの増資は進めていくけれども、それをまだ見通せない部分は銀行から融資を受けるということにしております。今回は、前回に比べまして、このB I Cにおける増資の見込みが立った分を増額してございます。

下のほう、青字で書いて注をつけてございますけれども、具体的に申し上げますと、B I Cにおいて70億円ほどの計画だったのが、90億円ほどになっている。これを受けまして、借入れも70億円ほどから90億円ほどに増え、いわばV I Pにおいて手持ちの金が増えるわけですね。それを反映いたしまして、また上のほうに戻りますけれども、V I Pが放送局の事業者、ソフトの事業者から得る料金を引き下げるという対応をしております。具体的に申しま

すと、27年度の放送局設備供給役務料金を無料にする。この無料というのは27年度だけではなくて、28年度の5月まで無料にするということでございます。それから、28年6月から年度いっぱいまで半額にするという変更をしてございます。29年度以降は、従来考えたとおりの料金をいただくという想定になっているわけでございます。

これはソフト事業者の立ち上げを楽にしようという配慮があったと思いますけれども、その結果、売上高が若干減っているところがございます。それが4ページの右側に記載したものでございます。売上高は、今申し上げましたように、平成28年度の5月まで料金はゼロとするということでございますけれども、端末の売上げ等がございますので、その分の売上高はあるわけでございます。

このような変更がございましたけれども、収支見積もり、キャッシュフローにつきましても、基本的に、この事業計画としては適切なものではないかと判断しているところでございます。

置局の計画等に大きな変更はございません。今申し上げましたような借入れや、それから、料金の変更ですね。それに伴った変更分があるわけでございます。こちらが28号でございました。

続きまして、29号は、今回、新しく諮問させていただきますソフト側の事業者、つまり、放送事業についての諮問でございます。

今般、ソフト事業者ですが、2社、申請がございます。これはどういうことかと申しますと、6月に九州・沖縄広域圏でハードの予備免許の交付を行い、それから、7月には関東・甲信越広域圏について、同様に予備免許を行っております。今般のこの申請は、それぞれ九州・沖縄広域圏と関東・甲信越広域圏で放送事業を行う事業者を募集した結果、応募されてきたものでございます。それぞれの会社をご紹介します。

まず、関東・甲信越広域圏のソフト事業者でございます。東京マルチメディア放送株式会社とっております。先に28号をご覧いただきましたインフラの会社、VIPの持ち株会社であるBICが、こちらにも出資しております。

それから、九州・沖縄広域圏のソフト事業者でございます。九州・沖縄マルチメディア放送株式会社とっております。出資者は、やはり同様にBICからの出資もございますが、そのほかは、エフエム福岡、ジャパンエフエムネットワーク、エフエム東京等の出資となっております。

この両者がどういった放送を行うことを計画しているのかについてご説明します。まず、関東・甲信越広域圏の東京マルチメディア放送株式会社でございます。6セグメントについて申請をしておりますが、それぞれ3セグメントごとに分けて、彼らはChannel-L、Channel-Vと呼んでおりますけれども、主に移動体での受信を考えているのがChannel-V、それから、固定でも受信できるということを想定しているのがChannel-Lでございます。東京マルチメディア放送株式会社は、コンテンツプロバイダ、具体的には東京スマートキャストあるいはアマネクテレマティクスデザインなどから番組の供給を受けて、その放送を行うとしてございます。これ以外の部分のところは、自社制作あるいは共同制作とか、買ってきた番組を放送することとなっております。ですので、広告放送を行うことを計画しておりますけれども、広告収入は直接コンテンツプロバイダに行くというビジネスモデルになってございます。それから、自社提供部分は東京マルチメディア放送株式会社が自分でこの広告収入を得ていくという仕組みになってございます。

放送の内容は、リアルタイム型の放送と蓄積型の放送がございます。リアルタイム型の放送としては、非常に高品質の音楽あるいはエンターテインメントやスポーツ情報、あるいは天気情報や交通情報、蓄積型放送では、その地域の

電子チラシやクーポンあるいはゲームデータとかデジタルサイネージといったものを送るということを計画しているわけでございます。

九州・沖縄マルチメディア放送株式会社についても基本的な構図は似ておりますけれども、東京マルチメディア放送株式会社よりもコンテンツプロバイダが少ない分は九州・沖縄マルチメディア放送株式会社ご自身のコンテンツによる提供ということが計画されています。

今申し上げたようなところのほかに、単発の利用として、鉄道会社、ガス会社、飲料メーカー、新聞会社といったところからのコンテンツも提供できるように準備してございます。それから、いわゆる緊急時、災害等が起こったときに、都道府県あるいは市町村からの情報、大雨洪水情報ですとか竜巻情報等も配信を受けるということを計画してございます。つまり、平時におきましては、コンテンツプロバイダ等の情報を流すわけでございますけれども、緊急時には、そこに割り込むような形で、自治体からの情報が送信されるという仕組みになってございます。

今申し上げたようなコンテンツプロバイダ、地方自治体も一種、コンテンツプロバイダでございますけれども、この方々が今回の申請にかかる放送事業者には放送料を支払うこととなってございます。そして、この放送事業者がインフラ事業者であるVIPに対して、放送局設備供給役務料金、費用の言い方ですと放送委託費となりますけれども、これを支払うという仕組みになるような形を想定しているわけでございます。

収支計画について、売上げというのが今申し上げたように放送料です。コンテンツ事業者等からの支払いを受けるもので、ここで売上げが成り立つわけでございます。そして費用では、技術費、人件費あるいは減価償却費等もございます。

東京マルチメディア放送株式会社も、それから九州・沖縄マルチメディア放

送株式会社も、これは先ほど申し上げましたような放送料、VIPでご説明いたしましたとき、1年目の料金をゼロにするというのがございましたけれども、それに合わせて、コンテンツ事業者からの支払いも初年度は無いということで、連動させたような形になっているわけでございます。

審査項目としては、基幹放送設備の確保可能性、経理的基礎の有無、技術的能力の有無、技術基準への適合性等がございます。

基幹放送設備の確保可能性でございますが、現在、関東・甲信越広域圏、それから九州・沖縄広域圏双方につきまして、インフラ事業者のVIPが予備免許を取得した段階でございますので、無線局として、まだ運用が始まってございませんので、これが始まった時点で、この設備が確保可能なものになると考えてございます。

それ以外の審査項目についても、適という結果をつけさせていただいております。

今般の申請いただいた件、これを認定するということには、周波数の指定を行う必要がございます。OFDMフレームという3セグメントごとに束ねたフレームの中央の周波数を指定することで、どこのフレームを使うのかが確定されます。この指定を行った上で、この認定を行いたいと考えているわけでございます。

放送が行われる際に使われる受信端末として準備されているものについては、現在、専用のスマートフォンが開発されてございます。アンテナを立てて使うことになってございますけれども、これで直接受信ができるということでございます。それ以外のスマホで視聴する場合には、Wi-Fiチューナーを使うということが考えられます。放送波をチューナーで受信しまして、Wi-Fiで飛ばして、アプリをダウンロードしていただいたスマートフォンでご覧いただくということでございます。このWi-Fiチューナーは、持株会社のBI

Cにおいて、携帯電話販売店などで無料配布することを計画していると伺って
ございます。そのほかに、車載器、それから、主に災害時の受信を念頭に自治
体からの災害時の情報が来たときには自動起動するような簡易端末もございま
す。それから、デジタルサイネージもございます。

ご説明は以上でございますけれども、28号が予備免許、29号は事業の認
定でございますけれども、これについて、ご審議をいただきたいと思いま
す。よろしく願いいたします。

○前田会長 ありがとうございます。それでは、ただいまの諮問第28号及
び29号につきまして、何かご質問、ご意見等ありますでしょうか。

はい、お願いします。

○村田委員 29号で2点お願いします。

1点は確認なのですが、このソフトについては、広告放送をするとい
うことと、ソフト事業者がハード事業者にお金を払うということで、もちろん、
タブレット等は準備する必要があるのですが、利用者側は、これは無料で使用
できるということですか。

○藤野地上放送課長 はい。この放送事業者に対して支払うということはござ
いません。

○村田委員 ないということですね。はい、分かりました。

それともう一つ、諮問事項については、事業者として認定するというところ
ですけれども、これによって提供されるサービスのところですが、今回、
事業者を認定するとなると、そこがどういう、あるいは自社でコンテンツを買
ってくるにしても、それはソフト事業者さんのビジネスという話になるかと思
うのですが、1つ、災害時に自治体からの情報をもらって発信するというと
ころはとても大事なところだと思うのですが、ここについても、ここでできる
のはソフト事業者の認定であって、自治体との交渉だとか、自治体からどうい

う仕組みで、何をどうもらってくるかというのは、ソフト事業者さんが交渉してきなさいということになるのですか。

○藤野地上放送課長 ええ、おっしゃるとおりでございます。

○村田委員 分かりました。そのところは立てつけとしてはそうですけれども、このサービスの中で重要なところとしては、わりとここが大きいような気がします。というのは、今、災害が非常に増えていて、自治体なんかのやっている防災行政無線が、案外、大雨だとか大風有的时候には聞き取りにくいとか、それに、こういう安全な仕組みというのは幾つあっても構わないと思うですね。1つが切れてしまっても、もう一つで安全な情報が入ればいいと思うので、自治体からの緊急時の情報をソフト事業者がもらって流すというところについては、総務省でも後押しするような、一般的な概要づくりみたいなものというのはいかできるのですかね。

○藤野地上放送課長 概要づくりといいますか、今般のソフト事業者の募集に際して、そういった取組を行うことを求めたということでございまして、実際に自治体側から見ますと、防災行政無線というのは、総務省ではいろいろ取組をお願いしているところでございますけれども、マルチメディア放送を使うことで比較的安価なコストでやれるということと、今、先生におっしゃっていただきましたように、まさに視聴していただく方も身近なところで受信機を置くことができるわけなので、確実に情報が届くことを期待できるのではないかとということでございます。あとは、自治体によっては、簡易端末を土砂災害とかのおそれがある場所に配布していきたいということはお伺いしてございます。

○村田委員 分かりました。ありがとうございます。

○前田会長 ほかにはいかがでしょうか。

○松崎委員 希望ですけれども。

○前田会長 はい、お願いします。

○松崎委員 自治体向けの簡易端末を視覚障害とか聴力障害の方優先に無償で配布するということはできないのでしょうか。震災のときに、聞こえなかったか、見えなかったかで、津波が近くに来るまで分からなかったという例をテレビのドキュメントで見たことがあります。これは音、文字、光で知らせるとあるので、視聴覚障害の方にもこういうものが配布されていれば、大きな助けになったと思います。ただし、個人で買いなさいと言っても買わないと思うのですね。

○藤野地上放送課長 ええ、あまり安いものじゃないかもしれません。

○松崎委員 ですよ。だから、補助金を出すとかして、優先的に障害のある方のお手元に届けるような仕組みがあればと思います。

○藤野地上放送課長 自治体で、まずは災害のおそれのある地域で配布を検討しているということをお伺いしておりますけれども、その際、視聴覚障害の方とか、ほかの障害の方についても重点を置くような配慮について、ご検討いただくようなことをやってみようと思います。

○松崎委員 盲人協会とか、そういう協会の人にこういう情報が行けば、では申請して、補助金をもらって、みんなが安く持てるようにしようとかとアイデアは出るかもしれないです。

○藤野地上放送課長 ええ、そういうのもできるかもしれないですね。

○前田会長 いいご意見、ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

どうぞ。

○吉田代理 OFDMフレームの中央の周波数の指定のページのところで教えていただきたいのですが、AチャンネルもBチャンネルも9セグメント用意されているのですが、今回、応募があったのがChannel-Lの3セグメントとChannel-Vの3セグメントだけであったということで、

せっかく9セグメントあるにもかかわらず、6セグメントしか使われないというのは、何かもったいないというか、残念な気がします。これは業者が1社だけで全て独占してしまうのは非常に問題があるということで6セグメントだけの申請になったのでしょうか。どういう事情があったのか、ちょっと気になります。

○藤野地上放送課長 このセグメント単位で放送料というのが設定されておりまして、それだけお金もかかってしまうという配慮があったと思います。いずれにしても、この残った3セグメントについて、もう少し事業が立ち上がってからになるかもしれませんが、また、ソフト事業者の募集を考えてみたいと思います。

○吉田代理 セグメントをたくさん使ったほうが、ある意味、高精度な画像やビデオなどが送れるので、より魅力が増すのかなと思うのですが、確かに、業者としては、様子を見ながら次のステップを考えたいということでしょうね。せっかく用意されているのに、空きがあるのは、ちょっと残念だなと感じたものですから。

○藤野地上放送課長 はい、分かりました。ありがとうございます。

○松崎委員 オリンピックの間近になると駆け込みで。

○前田会長 そうですか。

○松崎委員 需要があると。

○前田会長 V-Lowマルチメディア放送については、ここで、ハードもソフトも何回か議論されてきたところだと思いますが、いずれにしても、新しい試みなので、新しいビジネスが成長するかどうか、誰にもなかなか予測がつかないところなので、関係者は大変苦勞するのではないかと思いますけれども、ぜひ、成功していただけるように応援をお願いしたいと思います。

○藤野地上放送課長 分かりました。

○前田会長 特に反対のご意見もないようですので、諮問第28号は、諮問のとおり予備免許を与えることが適当である旨、それから、諮問第29号につきましては、諮問のとおり認定することが適当である旨の答申を行うこととしてはいかがかと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○前田会長 ご異議がないようですので、そのように決することといたします。

○藤野地上放送課長 ありがとうございます。

○前田会長 答申書につきましては、所定の手続により、事務局から総務大臣宛て提出してください。

以上で情報流通行政局関係の審議を終了いたします。どうもありがとうございました。

(情報流通行政局職員退室)

付議されている異議申立てに関する審議

○前田会長 それでは、審議を再開いたします。

平成25年付議第2号、広帯域移動無線アクセスシステムの高度化のための特定基地局の開設計画の認定に関する処分に対する異議申立ての付議につきまして、榮審理官から審理にかかわる調書及び意見書の説明をお願いいたします。

○榮審理官 調書は、お手元のとおりです。本件は、一度は審理を終結しましたが、申請書、開設計画そのものに秘密の部分があり、補充の証拠調べを行うため審理を再開し、さらに提出を促したという処理をした経過がございます。

主任審理官及び補佐審理官兩名、連携、共同して作り上げた意見書は、ページ数が67ページになっており、関係法令、電波法、それから今回の割当て

周波数に係る開設指針が制定され、これが審査の基準になるので、意見書の中に折り込みました。

意見書の2ページから3ページの部分をご覧ください。本件は、総務大臣が平成25年5月24日に告示した広帯域移動無線アクセスシステムの高度化のための特定基地局の開設指針に基づいて、異議申立人と参加人が認定申請したWCP社開設計画、UQ社開設計画について、平成25年7月29日に、総務大臣がUQ社開設計画を認定し、WCP社開設計画については認定を拒否するという通知をしたことから、異議申立人が、この両者の取消しを求めてきたという事案です。意見書42ページ以下に、経過を若干詳しく書いております。今回の開設指針では、判断すべき事項は、絶対審査基準1から同16まで、それから、競願時第1審査基準、競願時第2審査基準Aから同Gまで審査した上で結論を出すという構造になっています。

このうち、絶対審査基準と競願時第1審査基準、競願時第2審査基準A、C、D、Fは争点外のことですが、審理官としては、争点外の部分も見直した上で総務大臣の判断が正しいかどうか点検しています。

争点となった競願時第2審査基準B、E、Gについての判断では、それぞれの開設計画や本件拒否処分説明書の内容を引用した上で、さらに両者を比較判断しております。この競願時第2審査基準Eは、数値で判断すべき事項です。競願時第2審査基準BとGは、そのような数値の比較ではありませんので、「より充実していること」という基準を設けております。審理官としての判断では、「本件認定及び本件拒否処分が、競願時第2審査基準B及び同Gについて、高速化技術の導入の観点でWCP社開設計画とUQ社開設計画を同等と評価し、屋内エリア化対応の観点及びその他技術の導入の観点でWCP社開設計画よりもUQ社開設計画が優れていると評価した判断に、結論に影響するような問題は見当たらない。本件認定及び本件拒否処分が競願時第2審査基準B及び同G

について、UQ社開設計画が優位であると評価したことは、相当である。」「異議申立人は、本件認定及び本件拒否処分判断の過程及び内容に重大な誤りがある旨主張するが、異議申立人が指摘するような問題は見当たらない。」と判断しました。

そして、配点について点検し、「本件認定及び本件拒否処分は、適正かつ正当な結論であり、判断の基礎とすべき事実の誤認や、本開設指針から逸脱したり、判断の矛盾、判断の飛躍など、重大視すべき問題は見当たらない。本件異議申立てには理由がない。」と判断しています。

以上が概略のポイントです。よろしくご検討ください。

○前田会長 ありがとうございます。

それでは、とりあえず、まず、ただいまご説明いただいた意見書について、ご質問等ありますでしょうか。

この調書及び意見書は、閲覧することができるのですね。全てが一応、何らかの形で第三者の目に触れるということですね。

○吉田代理 そうですか、このメンバー以外に、外部の方にも見られるようになるのですか。

○前田会長 積極的に公表ではなくて、閲覧希望があれば見ることができる。

○吉田代理 この資料、全部ですか、今のこの意見書の部分だけですか。

○榮審理官 すべてできます。

○吉田代理 添付されている資料の第1章からですか。調書と書かれているところですけど、これまでのやりとりが全てここに入っているわけですか。

○榮審理官 ファイルとしてお手元に届いている調書には、準備書面や証拠説明書等は入れております。

○前田会長 証拠の部分は？証拠書類はここには特にない？

○宮本審理官 証拠そのものは、ここには入っておりません。

○前田会長 分かりました。

ほかに質問はありますか。いかがでしょうか。

○吉田代理 準備書面と書かれているのはどういうものなのでしょう。

○榮審理官 これは、いわゆる主張書面です。異議申立人の準備書面の主張を見ますと、実際の開設計画の申請書類一式に全て記載があったかのように読めるのですが、実際に最初から、この準備書面に書かれたように申請書に書いておいていただければ、もっと違った結論になった可能性もあると思えるような事情がございます。そういう点、認定申請書類そのものと、後から出た主張書面との違いが、ある意味、本件の特徴と受けとめています。

○前田会長 本来、開設計画に盛り込むべき事柄が書かれていなくて、それを後追いで、いろいろ補完した資料として提出されている、そういう意味ですか。

○榮審理官 認定申請書類に書いていなくても、そのように読むべきだというご主張になってございます。

○前田会長 というところがあると。

○榮審理官 ええ。そのように読むべきであったのなら、書いておいていただければ、より明確になっていた、書いていただけなかったのは残念だったとしたか、審理官としては申しようがないと思っております。提出されたもので復元把握し、ご主張のとおりには総務大臣が判断しなかったからといって、それを不当とは言えないと書いております。

○松崎委員 書いていないものは評価もできないという事ではないでしょうか。大学のレポートでも、書いていない事については評価されないし、試験でも落ちますね。自明の事だと思われま。

○宮本審理官 本来、開設指針で記載すべきとされている内容が書いてなければ、それは、そもそも開設計画として不適格だということになりますが、マニュアルで補完的に解説されている内容について何をどこまで詳しく書くかは、

各社の判断によるもので、書こうと思えば書けたのだけれども書かなかったというのは、結果として書かれていないということですし、書く必要があると判断したのであれば、それは書かれているはずということになります。

○村田委員 1つ確認なのですが、今回のこの認定については、まず、申請に対して、こういう基準で判断しますという指針自体、ここに出てくる指針ですとかマニュアルは、当然、公開されているのですが、この審議会では、まず、一般論としての申請の前に、開設指針案がこれでいいかということが一度議題になって、そこで疑問点の検討や議論をした上で、では、指針はこれでいいことにしましょうということで公表しているのですが、まず、この指針について、これでいいかどうかの議論をした、この審議会の議事録というの、これもまた、公表されているという認識でいいのですか？

○榮審理官 はい、そのとおりです。

○村田委員 まず、審議会では、この開設指針案でいいのかどうか、この基準でいいのか、この基準のここはどういう意味なのだろうという議論をした。その議論の部分もきちんと公表されている。

○榮審理官 はい。

○村田委員 その上で、具体的な申請があった。その具体的な申請に、きちんと議論をして決めた基準を当てはめたらこうなるのではないかというところを、また、この審議会で議論をしたという流れですね。

○榮審理官 そうです。本件の対象となった認定及び認定を拒否する処分についても、電波監理審議会に諮問がされております。

○村田委員 それから、開設指針案ができた段階でパブリックコメントを求めていますか？

○榮審理官 はい、電波監理審議会に諮問される前にパブリックコメントの手続が行われています。

○村田委員 という流れでいいのですよね。はい、分かりました。ありがとうございます。

○吉田代理 パブリックコメントも求めているのですか。

○村田委員 開設指針案の段階でパブコメも求めたと。

○榮審理官 はい。開設指針案については、総務大臣はパブリックコメントの手続をしております。

○村田委員 したがって、一般的に開設指針案を公表して、開設指針案がこれでいいのだろうかというパブコメを求め、その後、電波監理審議会でも開設指針案について議論した。それらを受けた上で、具体的な2件の申請について議論をしたということでございます。一応、確認のために。ありがとうございます。

○前田会長 それでは、いずれにしても、本件につきましては、この審議会で、調書と意見書に基づいて、決定案を議決するというプロセスにこれから入っていくわけですけれども、その決定案の案を起草する必要がありますので、起草委員を指名させていただきたいと思えます。

本件につきましては、起草委員として吉田会長代理と村田委員に決定案の案の作成をお願いしたいと存じます。よろしいでしょうか。

○吉田代理 はい。

○村田委員 はい。

○前田会長 それでは、これから起草作業そのものも大変だと思いますが、これから決定案の案を作成していき、その上で議決をするというプロセスになるかと思えます。どうぞよろしく願いいたします。

閉 会

○前田会長 それでは、本日はこれにて終了いたします。次回の開催は、平成
27年11月11日水曜日15時からを予定していますので、よろしくお願
いいたします。どうもありがとうございました。